

北翔大学 研究紀要編集規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学・北翔大学短期大学部研究紀要に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(発行)

第2条 研究紀要は、各学部、短期大学1種類とし、原則として年各1回発行する。

2 研究紀要に掲載された論文等は、本学の機関リポジトリである「北翔大学学術リポジトリ」において電子化・公開される。但し、執筆者がネットワークを通じた公開を承諾しない場合は、原稿提出票及び別紙様式1をもって第4条に規定する紀要編集委員会に申し出るものとする。

3 前項の電子化による公開を許諾しない旨の申し出を受けた紀要編集委員会は、取りまとめの上、当該紀要発行日までに図書館長に別紙様式1をもって届け出るものとする。

(資格等)

第3条 研究紀要に論文等に掲載できるのは本学及び友好交流校の専任教員に限る。ただし、共同研究者はこの限りではない。

2 研究紀要の同一誌・同一号に記載できる同一執筆者の論文などは、原則として1編とする。ただし、2人以上の共著の場合はこの限りではない。

3 研究紀要には、論文のほか作品発表、研修などの研究活動の記事についても掲載することができる。

4 研究紀要に掲載する論文などは、未公開のものに限る。

(委員会)

第4条 研究紀要の編集・発行等に関する事項は短期大学及び大学の各学部における紀要編集委員会（以下「委員会」という）が執り行う。

2 論文などの採否・掲載順の決定は委員会が行う。

3 委員会は、原稿中の字句、体裁等についての校訂を行い、その結果に基づき、著者に対して再検討を求めることができる。

4 再検討を求められた著者が、委員会が定めた期日までに原稿を提出しない場合は、原稿を取り下げたものとみなす。

5 委員会は、論文等の校訂にあたり、委員会以外の者の協力を求めることができる。

(編集)

第5条 研究紀要の原稿の受付は常時行う。ただし、研究紀要の発行日との関連から締切日を設定する。

2 締切日以前に発行予定号のページ数に達した場合には、その時点で締め切り、それ以降に受理したものについては次号に掲載する。

3 発行予定のページ数に達しない場合は、受理した分のみで編集する。

4 校正は、初校及び再校を著者校正とする。

(費用)

第6条 研究紀要への掲載は特別の場合を除いて無料とする。

2 著者に対しては、別冊30部を贈呈する。ただし、これを超える分は、著者の負担とする。

(要項)

第7条 研究紀要に掲載する論文等の要項は、次のとおりとする。

(1) 論文等の1編の長さは、図・表を含めて印刷面16ページ（400字詰原稿用紙で約60枚相当）以内とする

(2) 論文等の原稿は、所定の様式（42字×35行×16枚）に従い記入すること

(3) 論文等の原稿には、和文及び外国語の表題・著者名をつけること

(4) 日本語の論文等には、外国語の抄録を添えることができる（300語程度）なお、抄録のキーワード（五つ以内）をつけることができる。

(5) 外国語の論文等には、600字程度の日本語の抄録を添えること

(6) 図・表に関しては、番号を付して本文中に挿入するか、本文と別に作成する場合には挿入箇所、大きさ（字数×行数）を原稿欄外に指示すること

(7) 論文等の原稿は、電子データの提出が望ましい。その場合、タイトル、著者等を明示するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営連絡委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（大学名称変更、機構改正に伴う改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程改正に伴い、従前の北海道女子大学短期大学部研究紀要編集規程（平成元年4月1日制定）は廃止する。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（国立情報学研究所による電子化に伴う改正）

1 この規程は、平成17年10月3日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（電子化による公開を許諾しない場合の申し出の変更に伴う改正）

この規程は、平成20年2月18日から施行する。

附 則（紀要発行単位の変更に伴う改正）

この規程は、平成22年10月12日から施行する。

附 則（北翔大学学術リポジトリによる電子化・公開に伴う改正）

この規程は、平成27年1月19日から施行する。